

京都市告示第 426 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 1 月 15 日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
八条通	下京区西之町196番地地先から	旧	メートル 255.70	メートル 22.00 ~ 29.40
	南区東九条東山王町14番地の1地先まで	新	255.70	22.00 ~ 29.40
嵯峨経197号線	右京区嵯峨鳥居本北代町53番地の1地先から	旧	37.40	2.30 ~ 4.05
	同町26番地の4地先まで	新	37.40	5.46 ~ 6.79
榎原緯36号線	西京区榎原上池田町8番地地先から	旧	48.60	2.20 ~ 3.50
	同町5番地地先まで	新	48.60	3.75 ~ 7.30
醍醐経35号線	伏見区醍醐御霊ヶ下町200番地の3地先から	旧	3.00	6.00
	同町122番地の1地先まで	新	3.00	5.98

醍醐緯188号線	伏見区醍醐御霊ヶ下町115番地の1地先から	旧	43.70	5.99 ~ 11.98
	同町122番地の10地先まで	新	43.70	6.00 ~ 12.02
深草経77号線	伏見区深草東伊達町76番地の5地先から	旧	22.20	5.20
	同町76番地の9地先まで	新	22.20	6.00 ~ 6.01
深草緯209号線	伏見区深草小久保町297番地の11地先から	旧	20.40	5.86 ~ 5.91
	同町376番地地先まで	新	20.40	6.00
	伏見区深草小久保町308番地地先から	旧	20.10	5.75
	同町362番地の12地先まで	新	20.10	6.00 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)